

第1号議案

産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の用途変更について

福山市許可

建築基準法第51条の規定による位置の制限

建築基準法第51条(抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

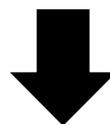
建築基準法第51条ただし書き許可が不要となる施設規模

建築基準法施行令第130条の2の3(抜粋)

法第51条ただし書き(中略)の規定により政令で定める新築, 増築又は用途変更の規模は, 次に定めるものとする。

第三号 工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の新築

施設項目	許可が不要な規模
チ 廃プラスチック類の破碎施設	6t/日以下
ヌ 木くず又はがれき類の破碎施設	100t/日以下



法第51条のただし書き許可が必要な施設

申請概要等

【 申 請 者 】

住 所： 広島県広島市中区大手町三丁目1番3号IT大手町ビル10階

名 前： 株式会社エコフィール 代表取締役 三井 崇裕

【 沿 革 】

2008年11月 会社設立
2008年12月 敷地購入【びんごエコ団地】
2011年 6月 第1工場建設
2011年10月 産業廃棄物処分業の許可を取得
2013年 5月 本社を広島市南区金屋町2-15から
広島市中区大手町3-1-3 IT大手町ビル10階へ移転
2015年12月 第2工場を建設

【申請概要】

(1)都市計画	市街化区域 工業専用地域
(2)敷地面積	19,996.77㎡
(3)建築物の概要	
○建築面積	4,648.52㎡(既存建物3棟の合計)
○延べ面積	4,546.10㎡(既存建物3棟の合計)
○建築物の構造	鉄骨造1階建
○建築物の用途	工場2棟 倉庫1棟

【施設の概要】

- ◆ 用途:産業廃棄物処理施設
- ◆ 許可対象施設

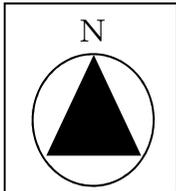
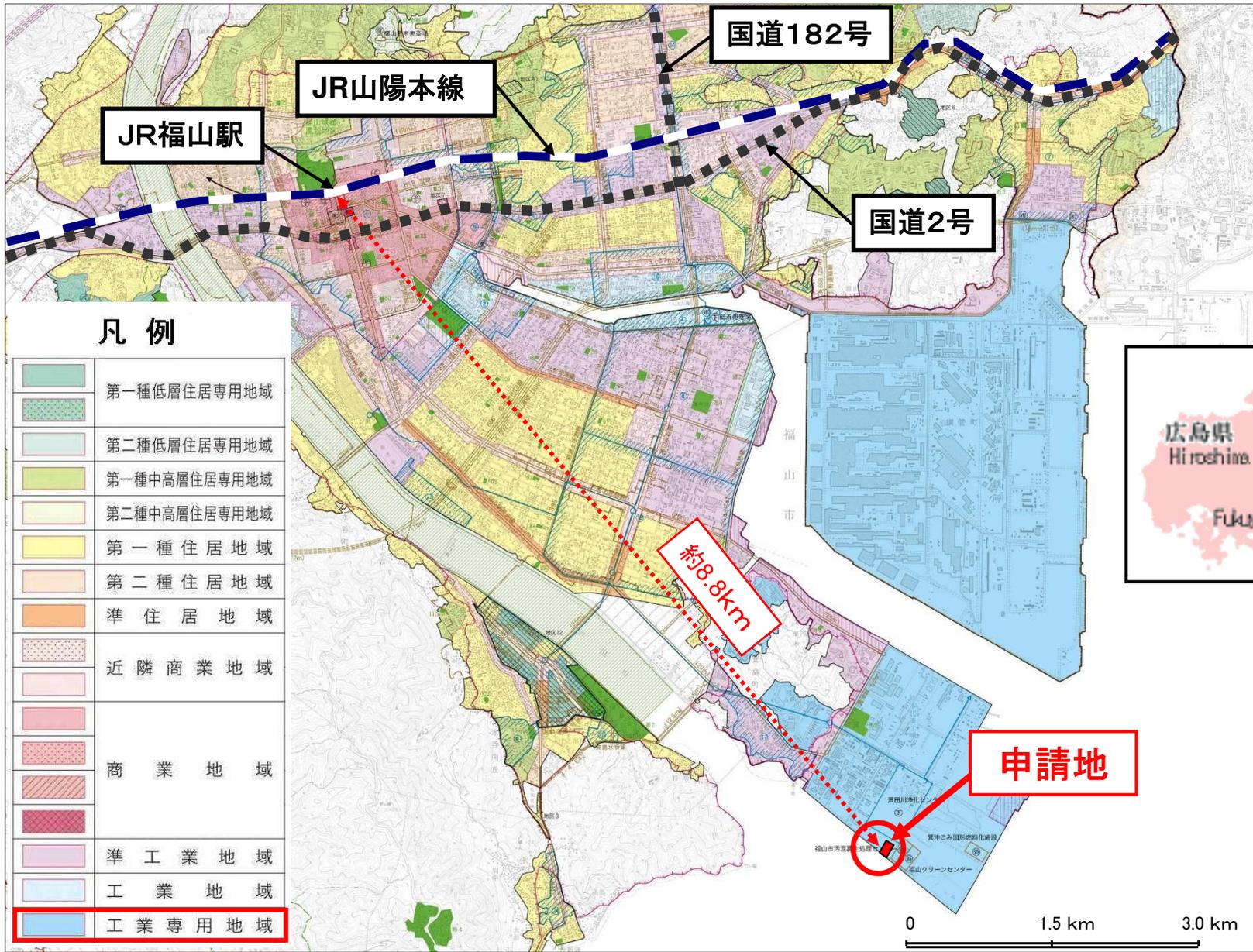
建物名	施設の種類	廃棄物処理品目	処理能力【現状】(t/日)	処理能力【計画】(t/日)	備考
第1工場	【既設】 破砕施設1	廃プラスチック類	4.0	6.0	稼働時間増加による増強 (16h→24h)
	【増設】 破砕施設2	廃プラスチック類	—	122.4	【増設】 24h稼働
	処理能力小計		4.0	128.4	
第2工場	【既設】 破砕施設3	廃プラスチック類	3.2	3.2	変更なし 16h稼働
処理能力合計			7.2	131.6	

◆ 許可対象外施設

建物名	破砕施設	廃棄物処理品目	処理能力【現状】(t/日)	処理能力【計画】(t/日)	備考
第2工場	【既設】 破砕施設	木くず	0.8	0.8	変更なし 16h稼働

【施設の概要】 施設の位置

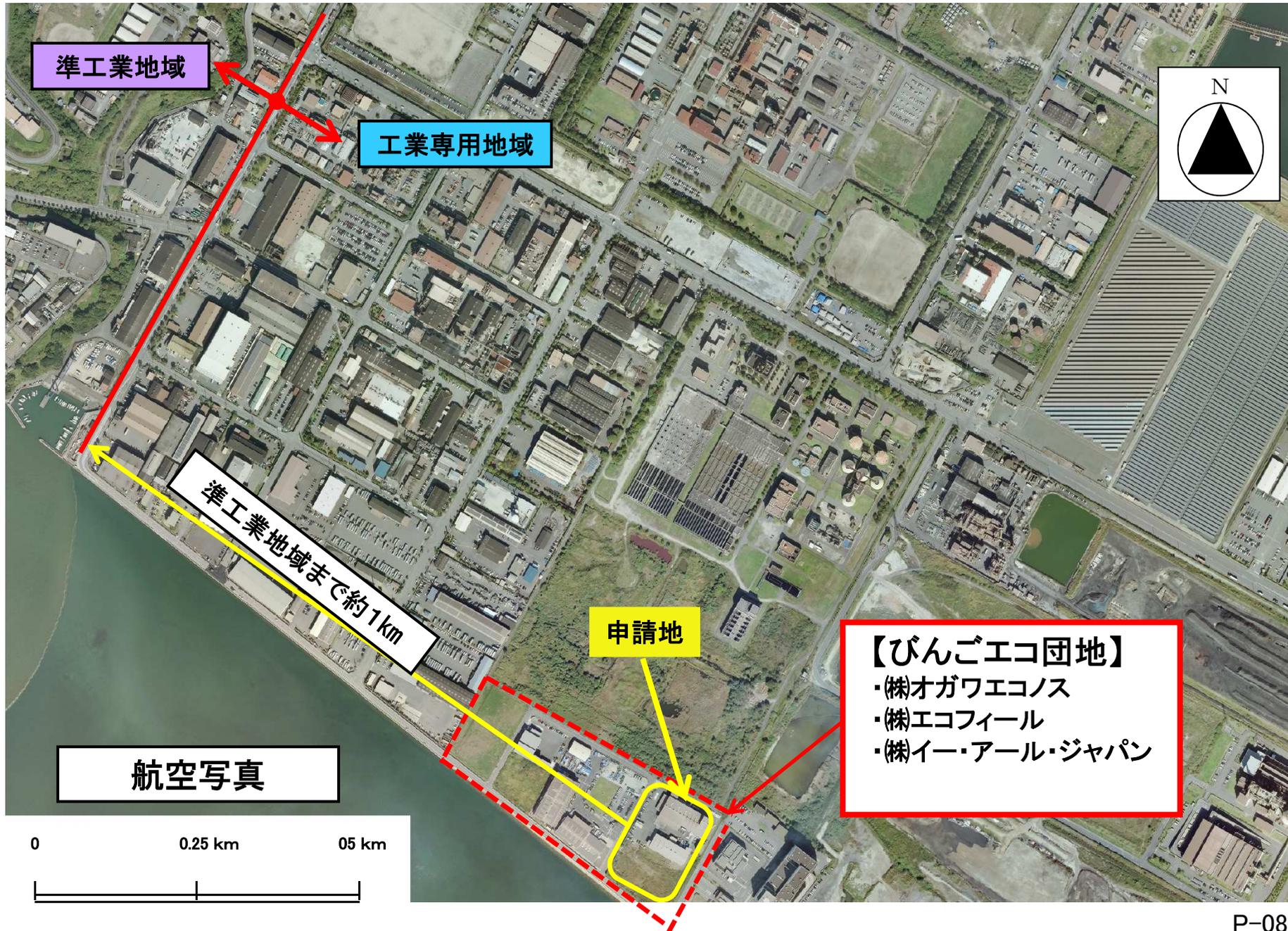
申請地: 福山市箕沖町106番6、106番7



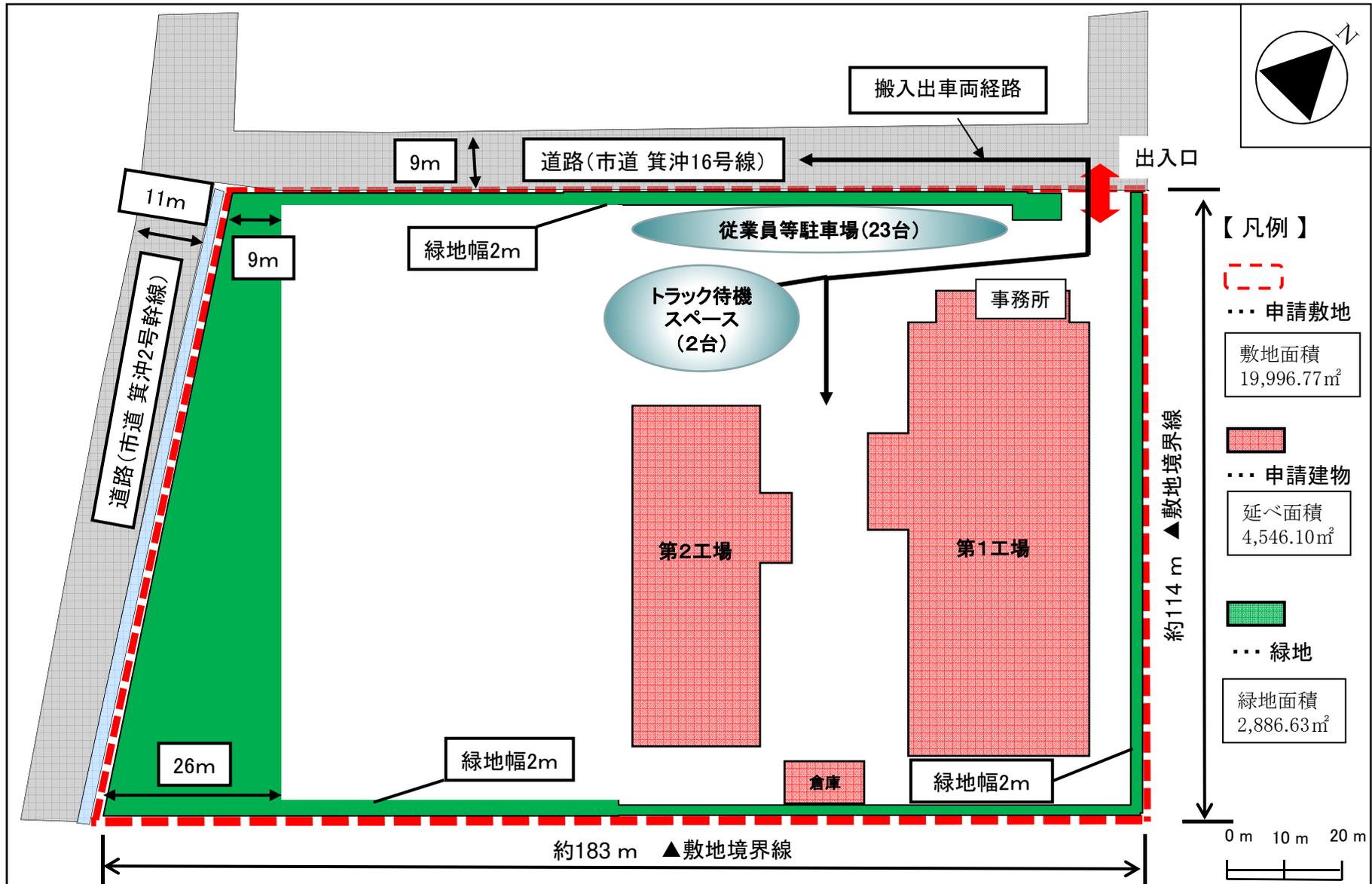
凡例

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

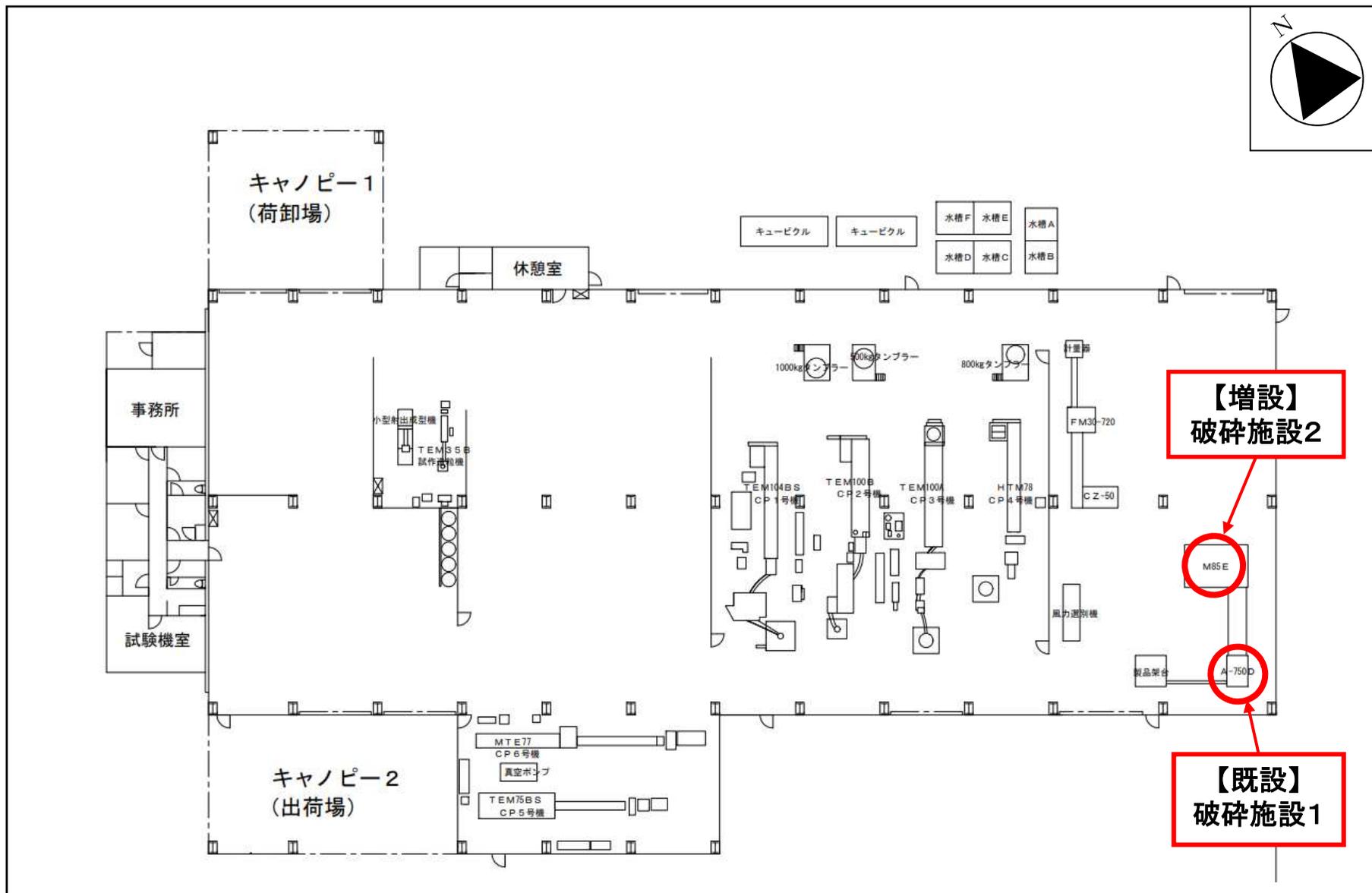
【施設の概要】 施設の位置



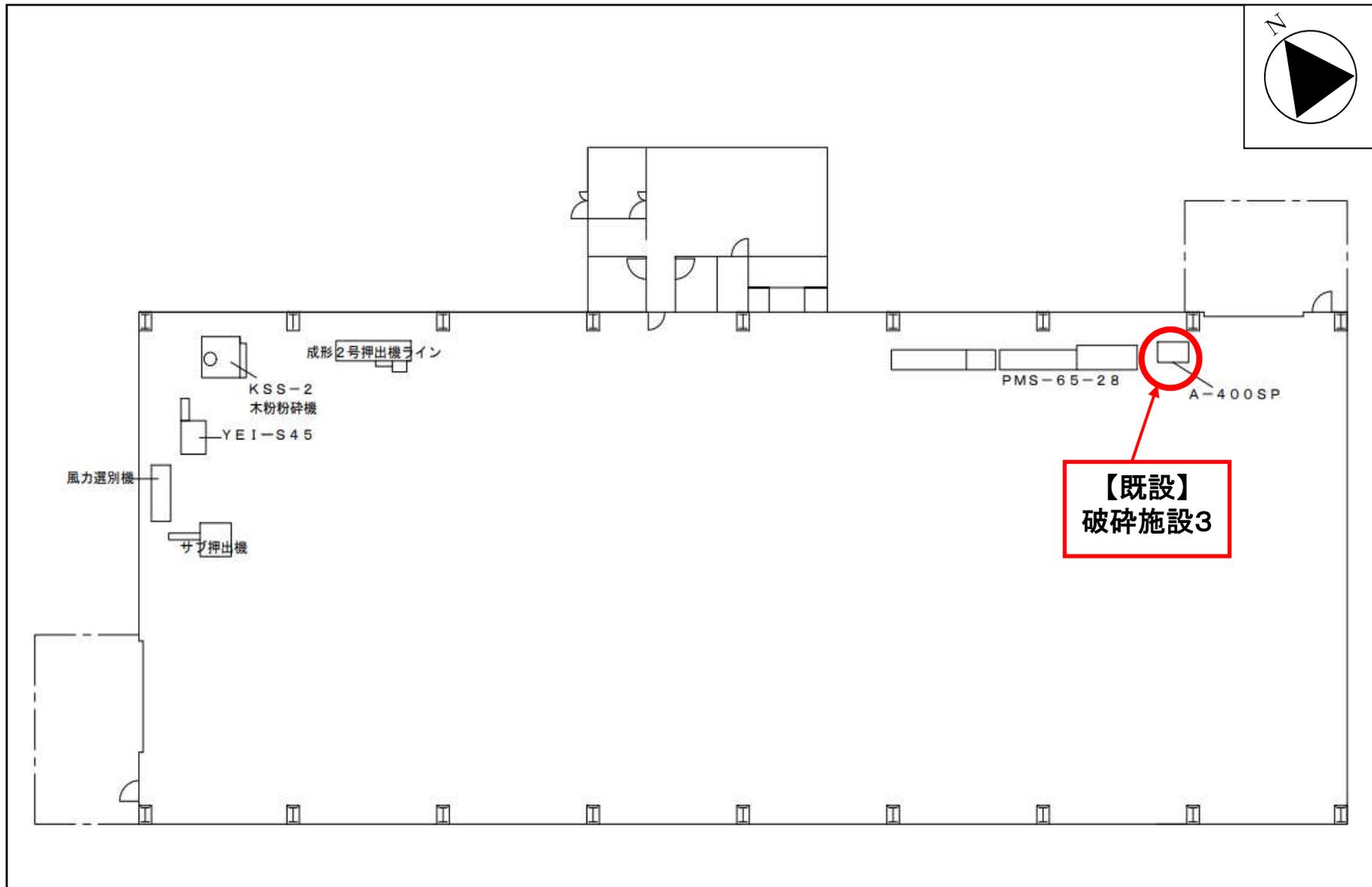
【施設の概要】 施設の配置



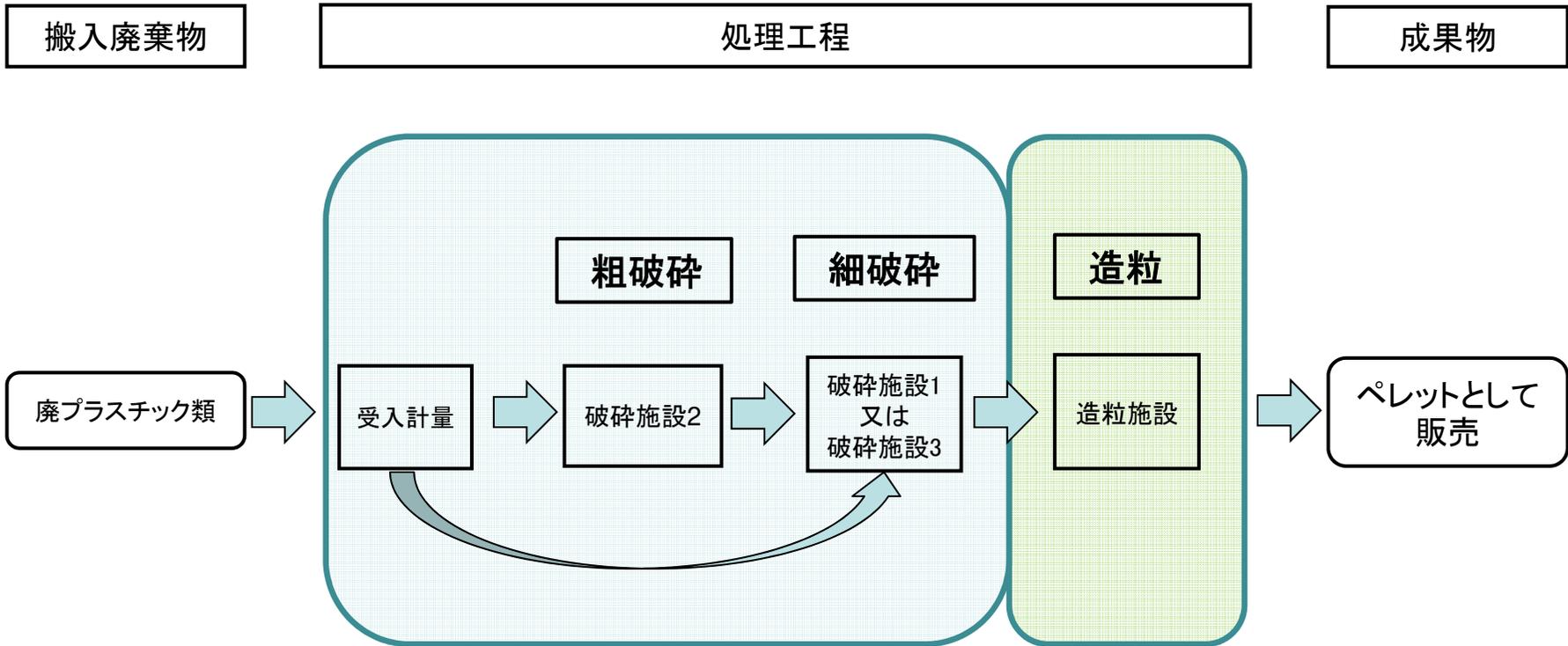
第1工場 1階平面図(機械配置)



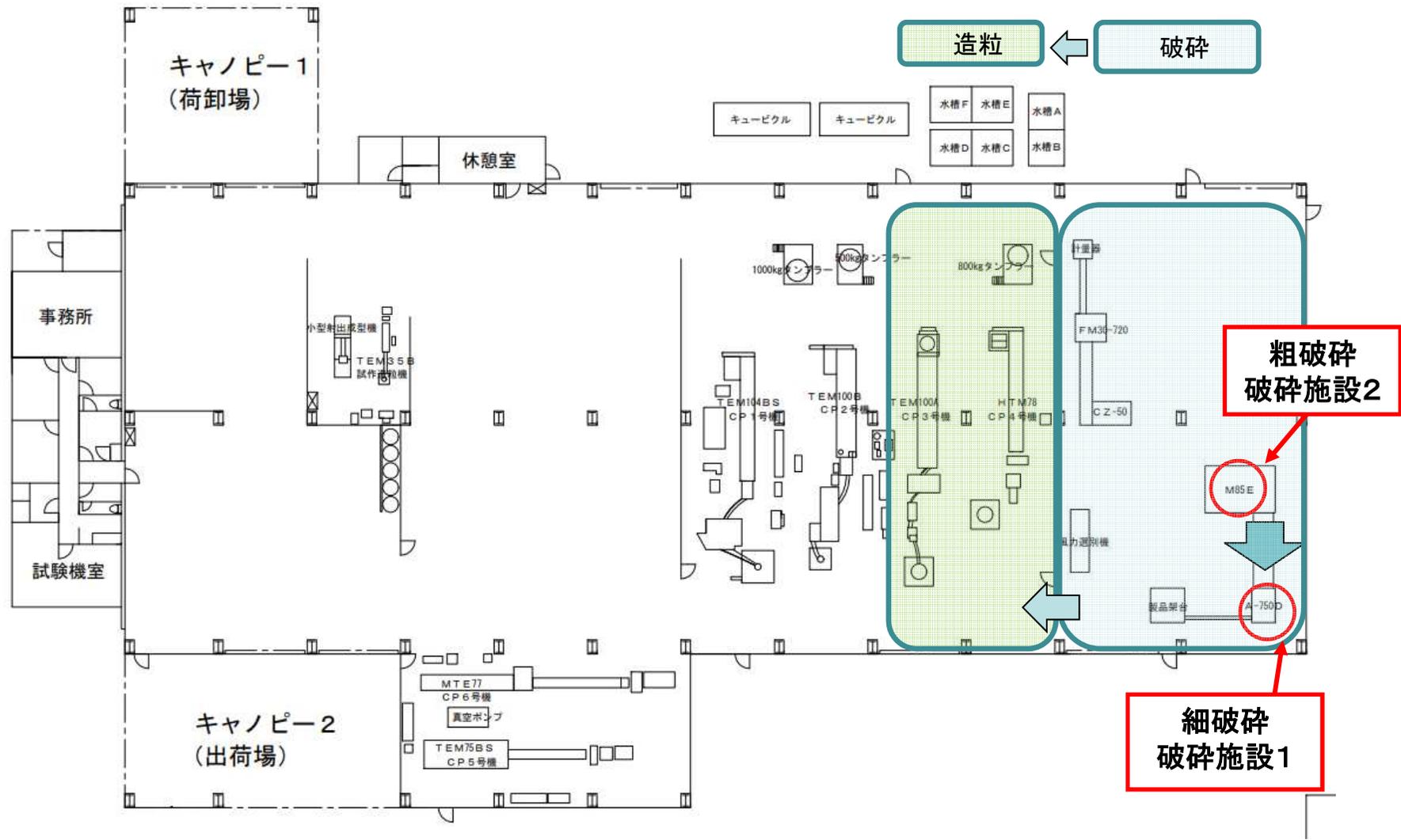
第2工場 1階平面図(機械配置)



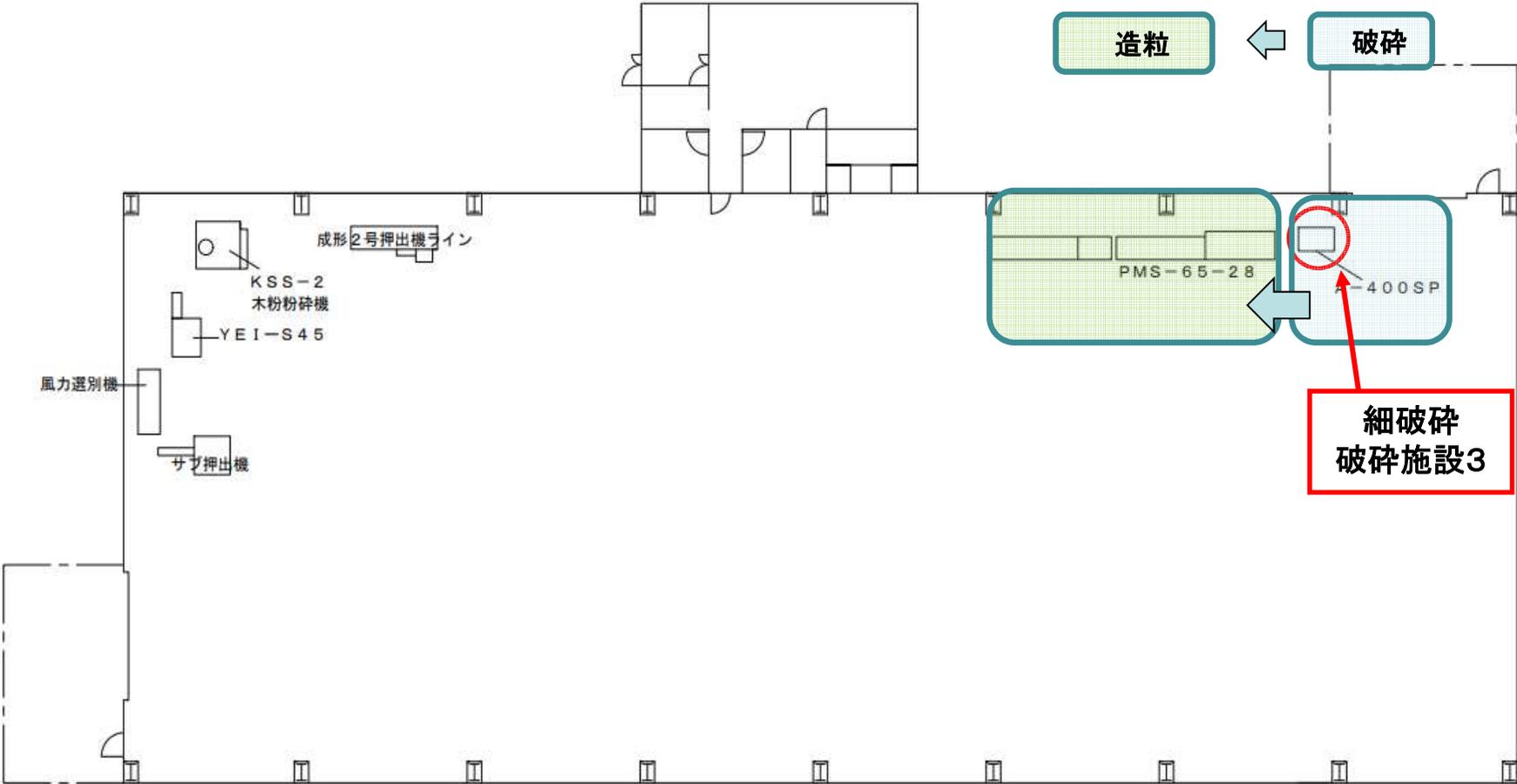
処理フロー図



作業フロー説明図(第1工場)



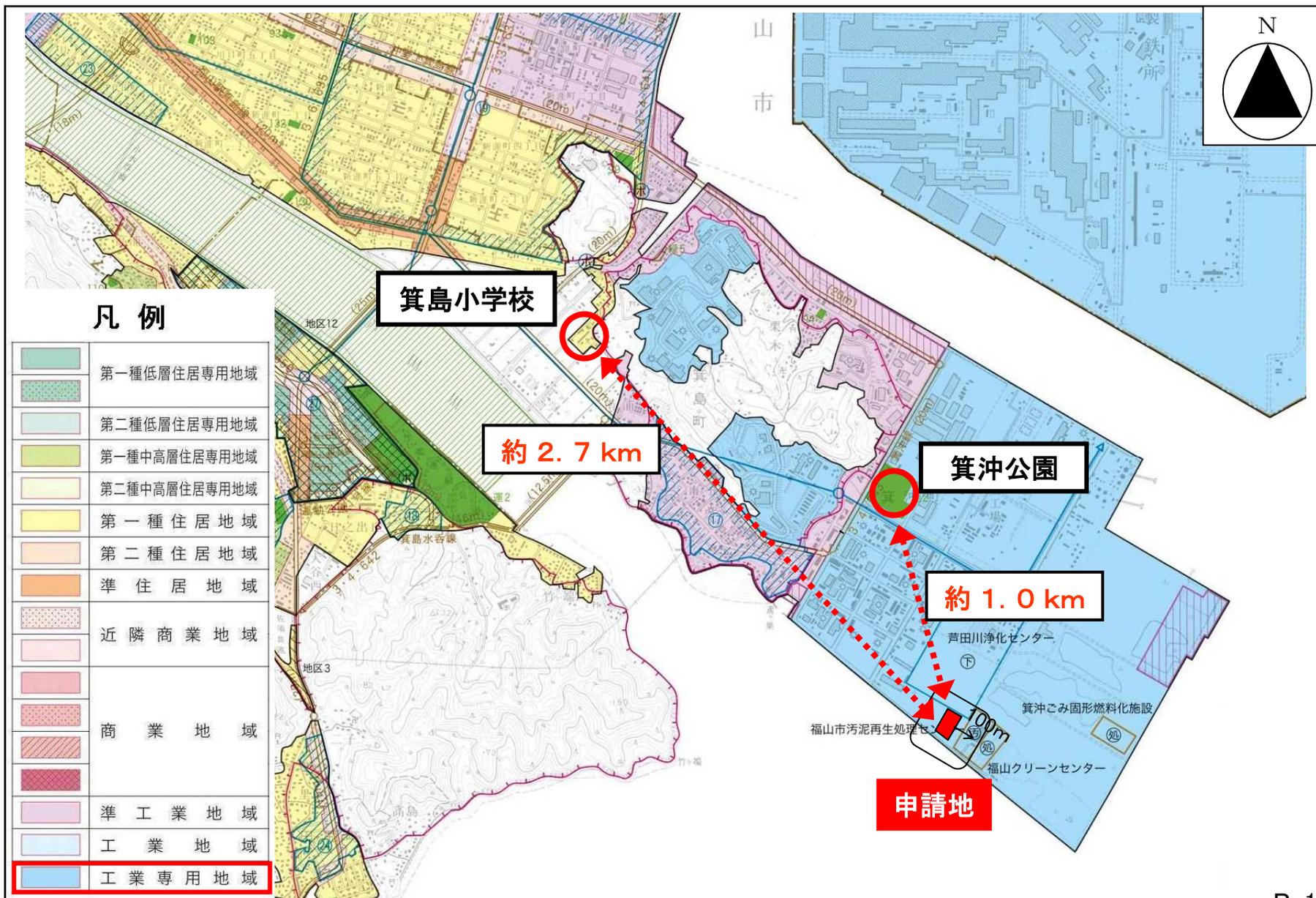
作業フロー説明図(第2工場)



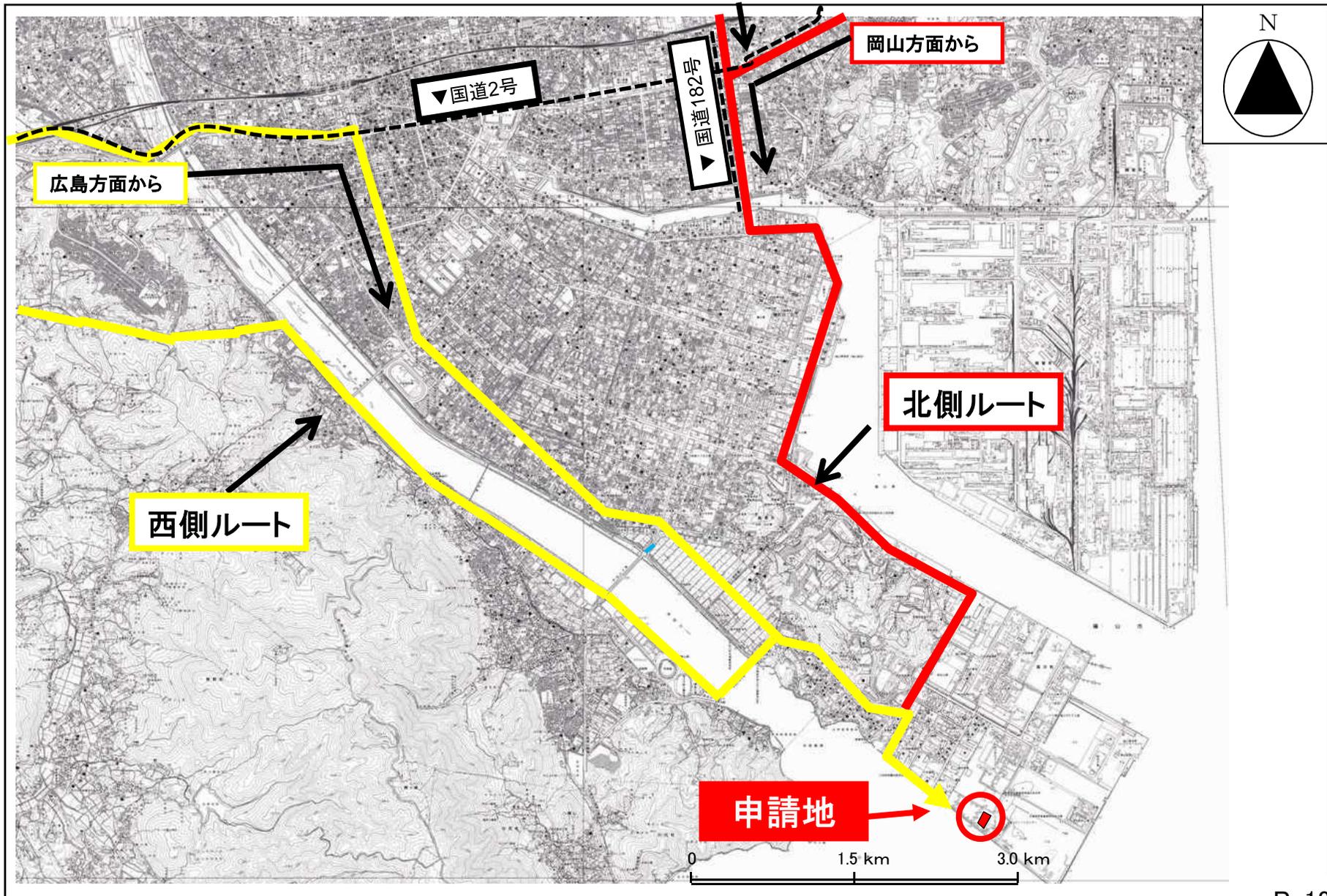
許可に係る審査事項及び評価

審査項目	審査基準	
①施設の位置	1	準工業地域, 工業地域及び工業専用地域に位置すること
	2	学校, 病院, 住宅地等及び公園から100m以上離れていること
	3	住居系の用途地域から100m以上離れていること
②道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること
	2	搬入搬出経路が通行の安生上支障ないこと
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保
	2	水質汚濁, 大気汚染, 騒音, 振動及び悪臭の実態
④その他	1	景観への配慮(10%以上の緑化率)
	2	地域の理解
	3	廃棄物処理法の許可

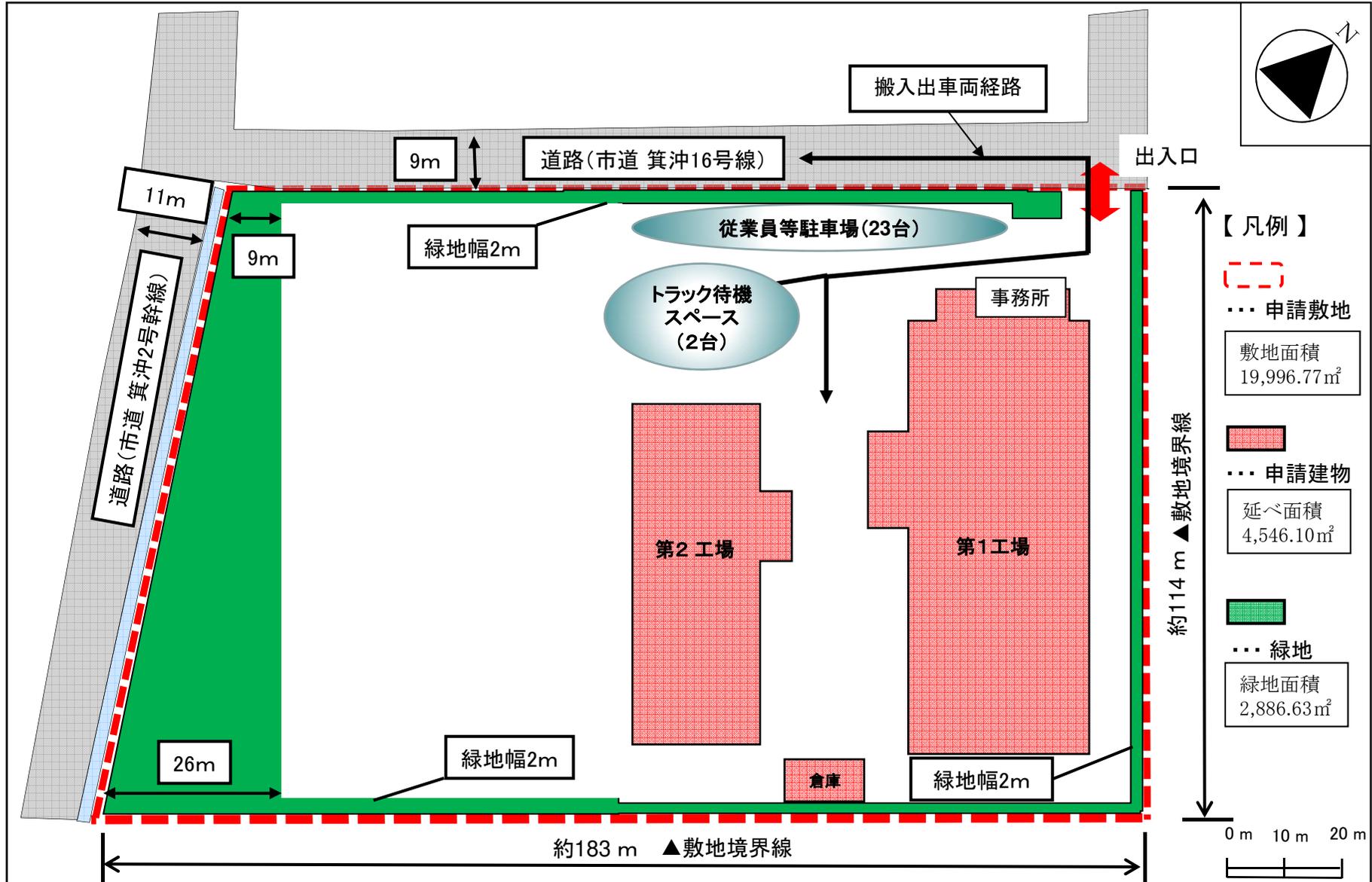
用途地域・学校・公園までの距離（審査①-1, 2）



【審査②】道路幅員等（審査②-1, 2）



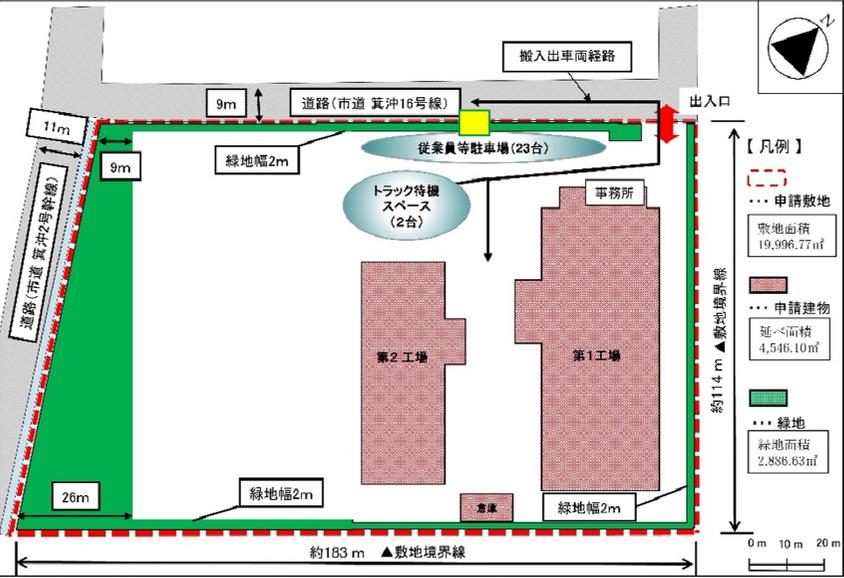
【審査③施設計画（審査③-1）】



環境保全対策（審査③－2）

- ◆ 生活環境影響調査を2023年1月に実施
- 騒音及び振動について、「びんごエコ団地公害規制基準」を満足

項目	予測値	規制基準
騒音 (dB)	朝 56	昼間 朝・夕 60以下 夜間 (終日)
	昼間 60	
	夕 51	
	夜間 48	
振動 (dB)	終日 35未満	昼間 65以下 夜間 60以下



■測定箇所 敷地境界

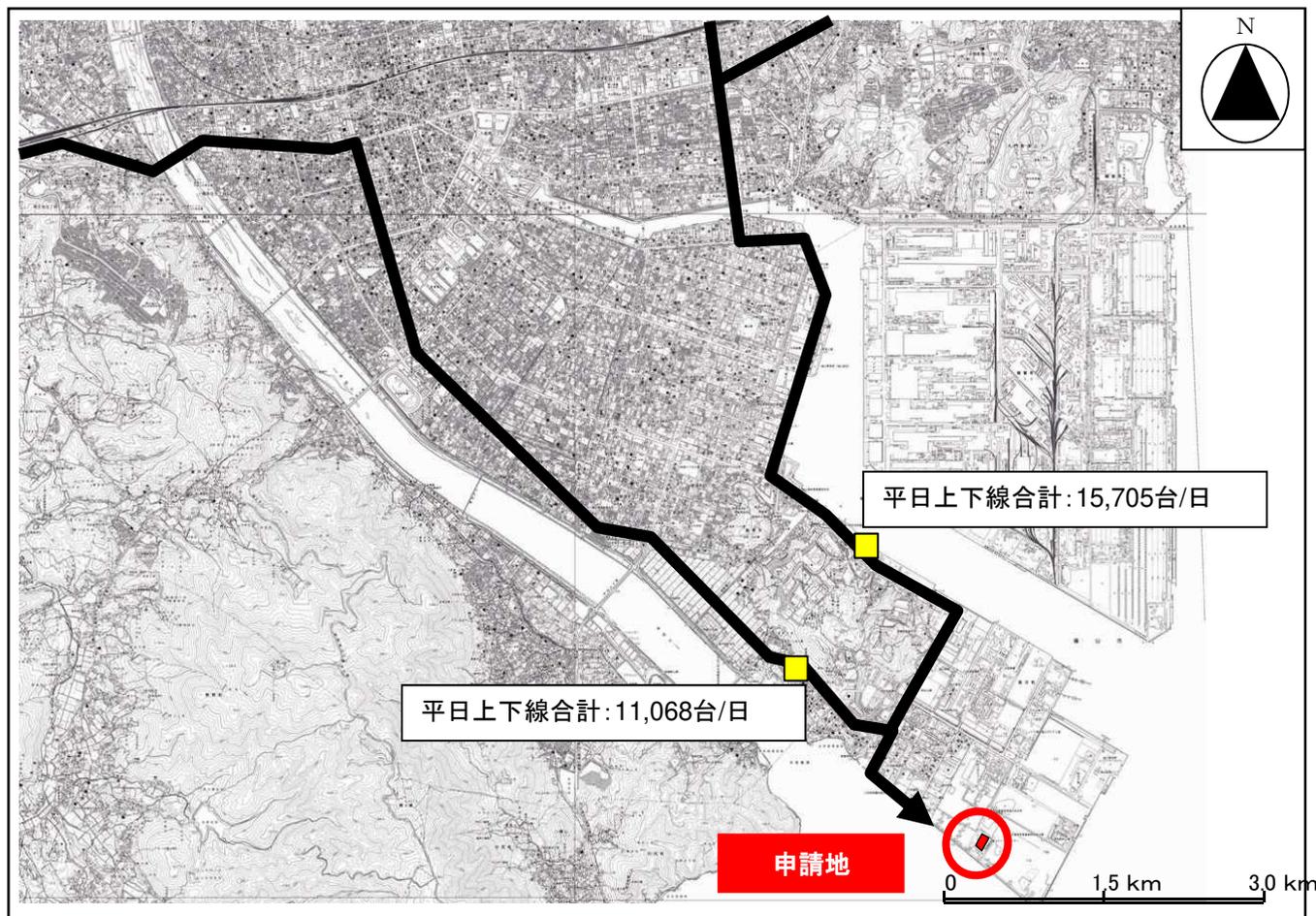
- 悪臭について、「悪臭防止法における臭気指数による規制基準」を満足

項目	測定値	規制基準
臭気	10未満	18以下

- 粉じんにおける周辺環境への影響は極めて小さい。
- 本施設からの排水は発生しない。

運搬車両の周辺交通への影響（審査③-2）

- ◆ 箕沖地区へ流出入する車両台数は約26,000台/24hである。
本計画により増加する交通量は1日あたり1台程度であり、通勤時間等の混雑する時間は搬入出車両の通行は控えるため、周辺交通及び周辺環境への影響の変化は小さい。



■ : 交通量調査地点
(「福山市次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(2020年3月))

【審査④】

景観への配慮（審査④－１）

- ◆ 敷地の10%を緩衝緑地として配置計画

地域の理解（審査④－２）

- ◆ 本申請に先立ち、申請者が小学校、町内会長及び近隣事業者に対し、事業計画などを説明し、本事業について理解を得ている。

廃棄物処理法の許可（審査④－３）

- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請について、申請済であり、許可の見込あり。

許可に係る審査事項及び評価

審査項目	審査内容	審査結果	評価	
① 施設の位置	1	準工業地域、工業地域及び工業 専用地域に位置すること	工業専用地域	支障 なし
	2	学校、病院、住宅地等及び公園から 100m以上離れていること	公園から約1.0km 小学校から約2.7km	
	3	住居系の用途地域から100m以上 離れていること	住居系(第一種住居地域) から約2.0km	
② 道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること	道路幅員9m以上	支障 なし
	2	搬入搬出経路	国道、県道及び市道	
③ 施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保	待機車両等の駐車スペース の確保	支障 なし
	2	水質汚濁、大気汚染、騒音、振動 及び悪臭の実態	生活環境影響調査の実態 調査	
④ その他	1	景観への配慮	敷地内の緑地10%確保	支障 なし
	2	地域の理解	小学校、町内会長及び近隣事 業者への説明	
	3	廃棄物処理法の許可	環境部局との協議 (許可の見込あり)	

ご清聴ありがとうございました